

体系的な危険有害性情報の収集・評価等の進め方について（論点）

- 1 新規物質・既存物質の別にかかわらず、労働者保護、消費者保護及び環境保全の観点からの危険有害性情報の収集・評価等を、総合的に実施するとともに、サプライチェーンへの情報提供を進めるべきではないか。（検討の際には、実行可能性を十分検証する。）
- 2 事業者は、化学物質の取扱い（製造・輸入を含む。）において、労働者保護、消費者保護及び環境保全の観点から、その適正な管理を行う責務を負っているとの認識のもと、取り扱う化学物質の危険有害性情報の収集を行わなければならない、サプライチェーンに提供すべきではないか。
- 3 事業者が行うリスク評価の対象・評価事項については、労働者保護、消費者保護又は環境保全の観点で異なるのではないか。また、リスクが懸念される化学物質に係るリスク評価について、労働者保護に関しては、民間と行政との役割分担をどのようにすべきか。
- 4 事業者の行う化学物質の危険有害性情報の収集及びリスク評価及び情報提供への国による支援として、どのようなことが考えられるか。（危険有害性情報や物質名称等の情報基盤整備、リスク評価の技術的なガイダンスの整備・公表（民間による作成もあり得る）、ばく露評価モデル等のリスク評価支援ツールの提供、リスク評価人材の育成支援等）